

設計書作成要領

【設計書、設計図書、参考資料】

道路工事、河川工事、公園工事、下水道工事

令和7年1月

東松山市

1 はじめに

本要領は、公共土木工事の発注に必要な資料作成について、基本となる事項を定めたものである。

なお、細別上の構成及び用語については、「新土木工事積算大系の解説」「新土木工事積算大系用語定義集」（国土交通省 国土技術政策総合研究所のホームページよりダウンロード可能）を参考とするものとする。

2 用語の定義及び構成

(1) 用語の定義

本要領において使用される用語の定義は、以下によるものとする。

1) 設計書

工事価格の算出根拠を示した資料であり、発注者控えとなるものである。

2) 契約図書

受注者と工事請負契約を交わすための図書であり、発注者と受注者の控えとなるもの。契約書及び設計図書よりなる。

3) 契約書

工事請負契約を交わすにあたっての基本的な権利義務関係を明確にしたもので、市で共通的に作成されるもの。工事名、工事場所、工期、請負代金額などの契約事項が記載された書面部分と受注者の権利義務などを定めている条項部分よりなる。

4) 設計図書

工事目的物を造るための技術的内容を明示した図書であり、共通仕様書、特記仕様書、工事数量総括表、図面により構成される。

5) 共通仕様書

施工時の作業順序、使用材料の品質、数量、仕上げ程度、施工方法等、工事を施工するうえで必要となる技術的要求、工事内容を説明したもののうち、全工事に共通する定型的内容を盛り込み作成したもの。

6) 特記仕様書

共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定めたもの。

7) 工事数量総括表

工事内容を構成する工種などの項目の数量及び規格を示したもの。

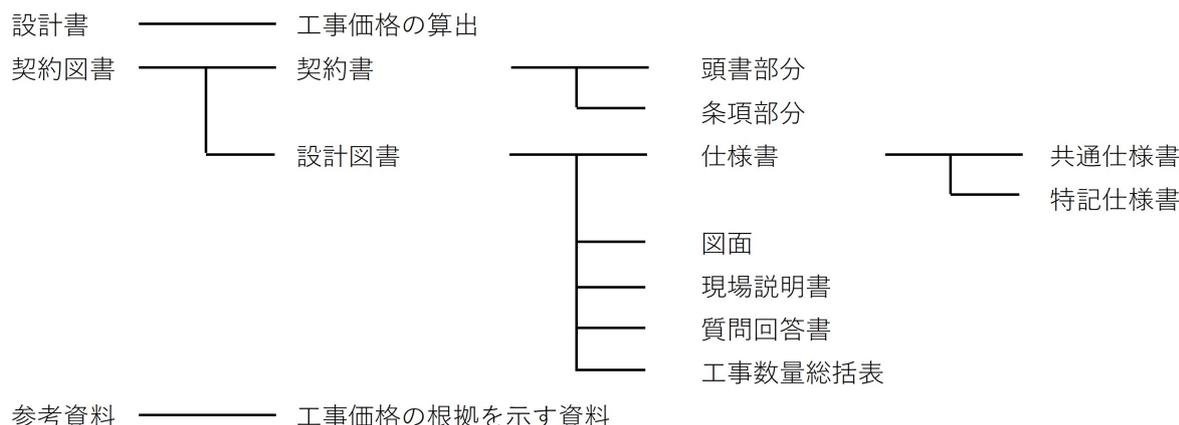
8) 図面

工事目的物を示した設計図。

9) 参考資料

工事（予定）価格の根拠を入札予定者若しくは受注者に示すための資料。なお、本資料は請負契約を拘束するものではない。（契約図書には添付しない）

(2) 契約図書等の構成



3 作成資料内訳

公共工事を発注するにあたっては、「設計書」「設計図書」「参考資料」を作成するものとし、それぞれの作成資料及び使用区分は以下のとおりとなる。

使用区分			作成資料（埼玉県土木積算システム）
設計書	設計図書	参考資料	
○			設計書表紙
○			設計書決裁
○	○		案内図（設計図書では特記仕様書に添付）
			設計書鑑
○			設計書概要
○			本工事費内訳書
△			諸経費内訳書
○			経費根拠書
○			一位代価表
○			一位代価表（施工歩掛）
○			一位代価表（特殊施工単価）
○			施工P構成表
○			特殊単価表
○			資材調書
△			積算条件一覧表
△			特殊施工単価一覧表
○			変更請負額算出表
	△		仕様書表紙
	△		仕様書決裁
			仕様書鑑
		○	仕様書概要
	○		工事数量総括表（本工事費内訳書【金抜き】）

○	○		特記仕様書（設計条件明示書含む）
○	○		図面（平面図、縦断図、横断図、構造図等）
	△		現場説明書（本市での実績なし）
		○	参考資料表紙
		○	一位代価表【金抜き】
		○	一位代価表（施工歩掛）【金抜き】
		○	一位代価表（特殊施工単価）【金抜き】
		○	施工P構成表【金抜き】
		△	積算条件一覧表
○		○	数量計算書（数量集計表、数量計算書）
○		△	積算根拠資料（交通誘導員数等）
○		△	登録単価根拠資料（物価資料、見積単価等） ※物価資料掲載単価以外は金入りを可とする。

○：添付

△：必要に応じて添付

積算システムで出力されるもの

※参考資料は、書類削減を考慮した標準的な資料を記載しており、発注課所の独自運用等によるその他参考資料の添付を制限するものではありません。

4 作成資料

1) 工事数量総括表

工事数量総括表には、工事工種体系の工事区分（レベル1）から規格（レベル5）までの項目を記載するものとする。なお、体系階層毎の記載方法は以下のとおりとする。

- 1) 工事区分（レベル1）の数量及び単位は1式と記載する。
- 2) 工種（レベル2）の数量及び単位は1式と記載する。
- 3) 種別（レベル3）の数量及び単位は1式と記載することを原則とする。
- 4) 細別（レベル4）の数量は、本工事費内訳書と同じ数量を記載することを原則とする。なお、単位は積算体系ツリーの総括表用単位を使用することとする。
但し、作業内容・数量が検収を伴わない任意として取り扱われる場合には、1式として記載するものとする。（システム上1式としての記載が難しい場合には特記仕様書に記載する。）
- 5) 規格（レベル5）には、本工事費内訳書と同じ規格項目を記載するものとする。

- ・積算体系ツリー（国総研ホームページ）

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sekisan/tree/tree.htm>

(2) 参考資料

参考資料には、一位代価表【金抜き】、数量計算書等を添付する。（作成資料内訳参照）なお、交通誘導員数、見積単価・歩掛については、工事の特性を判断し必要に応じて添付する。また、複数の工事で同一の単価・歩掛を使用する場合には、HP等にて公表することで、代わりとすることができる。